

社会福祉法人椎葉村社会福祉協議会 職員退職手当支給規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人椎葉村社会福祉協議会職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）第18条の規定に基づき、社会福祉法人椎葉村社会福祉協議会（以下「本会」という。）就業規則第3条第1項の職員の退職手当について定めることを目的とする。

(原資の確保)

第2条 職員は、退職手当の原資を確保するため、宮崎県民間社会福祉施設等従事職員共済制度（以下「県共済」という。）及び、全国社会福祉団体職員退職手当積立基金（以下「全社積立」という。）に加入する。

(退職手当の支給)

第3条 退職手当は、本会就業規則第3条第1項の職員が、次の各号の一に該当したときに支給する。

- (1) 定年に達したとき
- (2) 本会の都合により退職したとき
- (3) 業務上の事由による傷病により退職又は解雇されたとき
- (4) 業務上による死亡のとき
- (5) 自己の都合により退職したとき

(遺族の範囲及び順位)

第4条 職員が死亡した場合の退職手当は、死亡当時、本人の収入によって生計を維持されていた遺族に支給する。

- 2 前項の遺族の範囲及び支給順位については、労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第42条から第45条までに定めるところによる。

(支給制限)

第5条 次の者については退職手当を支給しないか、又は減給することがある。

- (1) 本会就業規則（令和3年4月1日施行）に定める懲戒規定に基づき解雇された者
 - (2) 懲戒解雇に相当する事由を有する者
- 2 退職手当の支給後に前項第2号に該当する事実が発見された場合は、本会は支給した退職手当の返還を当該職員であった者又は第4条で定める遺族に求めることができる。

(支給時期及び支払方法)

第6条 退職手当は、退職又は解雇の日から、原則として30日以内に支給対象者が指定する金融機関口座へ振込む方法により支払う。

(支給額の計算方法)

第7条 退職手当の支給額は、県共済及び全社積立の規定による額とする。

(規程の改定)

第8条 この規程は、本会の経営状況及び社会情勢の変化等により必要と求めたときは、支給条件・支給水準を見直すことができる。

附則(平成14年9月20日 議案第8号)

この規程は、公布の日から施行する。

附則(令和3年3月15日 議案第5号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。